

## 1、はじめに

今回私に与えられた課題は、「部制」についてです。このテーマは、日本基督教団内の連合長老会から提案され、それを受けて日本キリスト教会の渉外委員会が、交流会を持つ事になったテーマということです。私自身は、交流会は喜ばしいことと思っています。尤も、交流会の発題の任に、私が耐えうるかどうかは別問題です。しかし今回連合長老会側から金城学院大学の新進気鋭の落合健二先生の発題をお聞きすることができるということです。この上無いことであります。

最初に、年の功で一言お伝えしたいと思います。随分前のことです。ある人が、日本基督教団内の連合長老会と日本キリスト教会の委員会が、半ば公的な会を持つ事はどういうものかと言いました。日本基督教団に失礼にならないかと言わぬばかりの発言でした。職場の大学その他の関係で、教団でも名の知られた人でした。当時は、そのような発想もあるのかと思ったのですが、私自身は、日本基督教団内の任意の団体であろうと、日本キリスト教会の公式な委員会であろうと、交流会を持つ事は、現在と将来に意味があると思っていました。

私達は、戦前の「部制」時代を経て、戦後、教会性のある会派公認論を主張し、改革教会の信仰と長老制度による教会形成を大切にする先輩達の志を受け継いでいる群れに、それぞれ属しています。日本基督教団内にあつては連合長老会であり、また、1951年に日本基督教団を離れて一団の群れを形成した日本キリスト教会であります。同じ志であると思っています。連合長老会は、日本基督教団内にあつては、「分派活動」とか、「教会内教会」を主張しているという批判を受けておられると聞いています。しかし、現実はどうであるのか、何を願っておられるのかを考えて、日本における福音宣教と教会形成に、それぞれの立場で仕えつつ、「部制」を考えるとすることは、意味のあることと思います。

私自身は、日本基督教団内の連合長老会所属の方々の著作を通じ、その信仰的・神学的発言に教えられるところ少なくなく、感謝をしています（尤も、このところ私の場合、連合長老会の機関紙購読が途切れています）。それは、何よりも、日本基督一致教会の方向性を受け継いで、1890年の信仰告白と憲法規則の制定があり、途中、憲法の一部改正の後、日本基督教団の成立に至った後は、対処の仕方が別れましたけれども、この日本において、共に改革教会の信仰と神学、長老教会の制度と組織に立つものとして、何かと学ぶことが多く、力強い思いを抱いてきたものであります。そのような中で、この度、全国連合長老会と日本キリスト教会渉外委員会の交流会に招かれ、「部制」を考える事に、思いを新たにしております。しかし、その問題意識に対して、どれ程にお応えできるかについては、忸怩たる思いがあります（尚、「日本基督教会」は所謂旧日本基督教会のこと）。

もう少し個人的なことを続けます。私自身は、2015年12月の暮れに、前任地茅ヶ

崎東教会の会堂建築を終えて、翌年4月、カルヴァン研究者・渡辺信夫牧師を尊敬していた長谷川保男牧師の死去後、無牧師となった現在の西経堂伝道所に赴任し、以来、コロナ禍の問題もあって渉外関係の交わりから離れていました。しかし今回このような機会が与えられたことを、有り難いことと思っています。何よりも、かつての「部制」を想起しつつ、改めて学ばせて頂くことではあります。

## 2、「部制」ということ

日本のプロテスタント・キリスト教会で、「部制」ということが言われたのは、戦時体制の中で宗教団体が成立し（1939年4月施行）、それによってプロテスタント・キリスト教が、教会及び関係諸団体の具体的な合同を志向し、1941年6月24日日本基督教団創立総会が開催されるに至ったことに関係していると、私は理解しています。この「部制」については、「日本基督教団成立における日本基督教会の論理と行動」（1975）と題して発表した時に言及しました。その時は、笠原芳光、都田恒太郎、石原謙、大内三郎、土肥昭夫の諸先生方の史論・キリスト教史研究に学び、中でも、土肥昭夫先生の「1930年代における日本基督教会の活動（一）、（二）」には教えられることが多くありました。

しかし、その時、私は、この問題を、別な角度から考えました。それが、今申し上げました拙論でした（拙著『日本基督教会史の諸問題』1983に所収）。また、『日本キリスト教会50年史』（2011）執筆に際しては、それを元にして「部制」について言及しました。しかし、いずれもその当時の研究に基づくもので、今では各個教会史研究に基づき、研究成果があるのではいかと思います。

ところで、1941年6月創立の日本基督教団は、この時点では、色々な経緯はあったものの、「宗教団税法」がきっかけで、文部省の「認可」によって成立した合同教団であると理解しています。勿論その後日本基督教団は変わりました。しかし、教団創立当時は、既に、「非常時局」と言われていました。1938年第52回日本基督教会大会の開会礼拝説教は、「非常時局に処する吾等の態度」と題するもので、使徒行伝4:32～35をテキストに語られました。そこで、次のようなことが言われました。＜非常時局が産み出した「国家のトータリタリアニズムの問題」は、実際問題であると同時に神学上の問題でもある、「神学的に正しい指導原理」を必要とする＞と。このようにして、説教者富田満は、「教会内部における聖霊によれるトータリタリアニズム」を、使徒行伝によって語ったものです。「教会それ自身の統制一致ということ」が、福音の使命にとって、今日最も緊急である、と言うのです。

大会の説教という特殊性を考慮したり、当時の教会の説教一般を見て、これを余り問題視することは適切ではないかもしれません。しかし、この説教で言われる「国家と教会の関係」については、それを結びつける窓口があれば、教会は容易に国家の全体主義に巻き込まれるに至るということは明らかでした。そこでは、日本基督教会の牧師・神学者の高倉徳太郎（『福音的基督教』は多くの人々を魅了しました）の「国家に対する教会の使命」

にある視点や、ひいては、それ以前の植村正久の視点、すなわち『日本評論』を廃刊させて『福音新報』一本に絞ったその視点に見られる理解などは失われていました。

更に、この1938年の説教は、二年後の1940年の第54回大会開会式説教で想起されました。同じ説教者によって、「教会の新体制」と題して、エペソ人への手紙4章1～16によって語られ、説教者は冒頭で、2年前の説教を想起すべく注意を促し、国家は今や全体主義的新体制を要求し、教会は好むと好まざるとにかかわらずそれに応えねばならぬとして、当時大会において求められている三つの重要課題に対して、決断を促しました。

その第一は、「宗教団税法」に対してでした。「宗教団税法」の特質の一つは、「基督における体という観念の強化にある」とし、「体の内容をいちじるしく強化」する「宗教団税法」は、「個々の教会を、合い扶けしめるもの」で、「基督教の精神に近い」と言われました。第二は、合同問題に対してです。教会合同に対する日本基督教会の自主的態度を一応評価しつつ、「若し国策上から教会の合同が多少とも必要なら、福音の真理に反かざる範囲で一段と努力すべきだ」とされました。第三は、ミッション問題でした。戦時体制の中で、海外からの宣教師やその母体の教会の援助に関する問題でした。

大会議長であると同時に文部省の宗教制度調査委員（キリスト教側代表）でもあった説教者（富田満）がこのように言う時、自ら国家と教会の有力な窓口になっていたと言わざるを得ません。

この宗教団税法による教会の合同は、キリスト教会の本質から外れるものであることは明らかです。信仰告白による一致・合同ではないのです。しかし、この合同に反対を唱えることは、大会の開会礼拝の説教に見られるような「国策」に、争（あらが）うことではあったのです。

考えれば、部制は、全体主義に対して、反対するものです。この点で、「中会」Presbyteryとしてほぼ一致していたのは、鎮西中会でした（『日本キリスト教会福岡城南教会史』1973年、128～頁）。同志として反対を主張した「福音同志会」の人々も注目すべきものでした。戦後の日本キリスト改革派教会を形成する幾人かの人々の反対もありました。

日本基督教会が教会合同問題に際して、信仰告白を第一とする論理は、1941年の教団創立総会後の第一部大会まで貫かれました。教会は一つの信仰告白のもとに結集すべきものとの理解でした。その貫徹の中で、主なものを二、三指摘すれば、次のような事柄が見出されます。

①1940年第54回大会は、単一信条による教派合同を決意したのですが、その合同における信仰告白は、使徒信条にプロテスタント福音主義の立場を明白にする一文を附加したものであるべきとしました。その福音主義とは、聖書の規範性、救いの恩寵性、教会の自律性ですが、しかしこれらの修正意見は、記録に留められるのみとし、本文には記載しなかったのです。

②このような信仰告白に対する態度をもって臨んだ日本基督教会の合同準備委員は、信条委員会で次の二点を主張して譲らなかつたために、教会が本来あるべき単一信条による

合同は不可能となったのです。二点とは、第一に「父と子と共に崇められ礼拝せらるる聖霊は」の「礼拝せらるる」と、第二に「合同教会すなわち聖徒の交わり」の「すなわち」が必要であるとの主張でした。

③そこから、「部制（ブロック制）」による合同案が生まれたのです。結局、各部がそれぞれに信仰告白を保有するという案であります。その際、部制を強く求めたのは、日本基督教会とルーテル教会でした。教会形成には信仰告白は欠かせないということでした。日本基督教会は、第一部として一つの信仰告白のもとで立つという決断でした。

従って1941年4月の第55回臨時大会では、信仰告白に関しては議論とならず、もっぱら機構の問題のみが論じられることとなったのです。

しかしながら、部制による合同は、前回の大会決議とは異なっていたわけです。そのようにして、1941年4月の第55回臨時大会は、「部制」による合同を決議し、信条については付帯決議を行なったのみでした。この決議では、「使徒信条及び教会会議の古典的信条に依拠し、且つ福音的信仰を表明し得る一文を加えて信条的基礎となさんことを期す」と言われました。

④臨時大会と同じ年に行われた第一部第一回大会では、この決議を可能とならしめる委員を挙げています。また、「信仰的神学的一致による完全合同のために奮励もって部制解消の内的必然性、一日も速やかに将来せんことを期す」との宣言も発表しています。宣言によれば、「率先祖国に奉仕せんことを期すると共に、今回結成を見たる教団強化のために全力を献ぐべき使命を痛感」してのことでした。

⑤ところが、1942年の日本基督教会第一部第二回大会は、部制解消までに、信条の制定を強請することは、内容貫徹上却って不利となる恐れがあり、むしろ、「万全なる信条の制定」は部制解消後に期すという信条委員の報告を受けいれました。大会三日後、日本基督教団第一回総会は、部制解消を決議し、日本基督教会（第一部）もこれに参加しました。この時、既にこのように「部制解消を決議」していたのです。ここに信仰告白を持たない合同教会が成立しました。従って、教会法的には、信仰告白を持たない合同教会が成立したのです。合同には信仰告白を第一とする日本基督教会が、このようにして、自己の信仰告白を放棄した事になることは、誰の目にも明らかです。けれども、部制廃止後も、日本基督教会系諸教会の多くは、依然として従来信仰告白を保持し続けたのです。尤も、信仰告白があることすら知らなかったと言う信仰者が、一方にいたことも現実でした。そこに、日本基督教会の信仰と教会政治理解の問題があったと私は見ています。

ところで、信仰告白の文言について主張を譲らなかったために、そこに苦肉の策であったと言わざるを得ませんが、「当分の間」という文言が入りました。「当分の間」部制によるとして、キリスト教側は文部省に認可を申請しました。その時、「密約があったのではないか」と金田隆一は指摘していました（日本キリスト教会歴史編纂委員会のおり、幾度もこのことを主張していたのを、今更のように想起します）。実際には文部省への「上申書」があったのです。

この辺りの事については、土肥昭夫著『日本プロテスタント・キリスト教史』新教出版1980、352頁が、以下のように述べています。

「教団は第一回総会（1942年11月）でブロック制、つまり部制を解消した。その原因の一つは、教団設立認可に関する文部省との折衝過程から生まれた。文部省当局は教団が部制による諸教派の連合組織に過ぎないことを知り、「当分の間」（のちに「当分の内」と修正）部制をとるといっただけでかた追求してきた。結局規則として「当分の内」は認められたが、統理者として富田はできる限り早い時期に部を廃止するという上申書を提出した。41年11月の認可は、この上申書とひきかえに実現したのである。富田ら教団当局はこの頃より部制解消を一年以内にすることを決意した、と思われる。部制解消をうながしたもう一つの原因は、42年6月のホーリネス系3教会の一斉検挙事件の衝撃であった。この事件についてはあとで述べよう（第11章第5節参照）。これはキリスト教に対する官憲の恫喝的行為であり、さきの救世軍一斉取り締まり事件と同様に、その効果は大きかった。」

部制解消は、このように、戦時下、国家のキリスト教に対する監視・取り締まりの中で行われたことでした。

### 3、おわりに

今回改めて、「部制」の問題は、戦時体制の緊迫した時代の中で、単純ではなかったことを考えさせられた。全体主義を求める非常時局の国家の事態の中で、「部制」の採用は各部の単一信条による教会の形成に関わることであり、宗教団体法による国家の全体主義による合同に争（あらが）うものであった。しかし、その「部制」の解消は、自己の信仰の立場の主張であると共に、国家の「宗教団体法」による全体主義の教会合同に加担するものでもあった。「部制」として自己の信仰的・神学的立場を明示するとき、今日は、教会のあるべき姿を提示することである事は明らかである。現時点で国家の全体主義の要求はなく、ただ単一信条による教会の合同一致を明示することが、「部制」による教会のあり方である。

「父よ、あなたが私の内におられ、私があなたの内にいるように、全ての人を一つにしてください。彼らも私たちの内にいるようにしてください。そうすれば、世は、あなたが私をお遣わしになったことを信じるようになります」（ヨハネ福音書 17:21）